

令和2年2月17日  
静岡県立大学

## 新型コロナウイルスへの対応について

新型コロナウイルスによる肺炎の拡大を受け、2月1日同ウイルス感染症を感染症法に基づく「指定感染症」と検疫法の「検疫感染症」に指定する政令が施行されました。これを受け、受験生の皆様には以下についてご留意・ご対応をお願いいたします。

### (1) 感染予防等について

感染予防の観点から、各自、手洗い・うがいの励行、マスクの持参・着用等のご協力をよろしくお願いいたします。なお、試験当日の写真照合の際には、監督者からの指示に従って、マスクを取り外していただくことになります。

また、監督者も感染予防のためにマスクを着用いたします。ご了承ください。

### (2) 感染している受験生への措置について

新型コロナウイルスの感染症に罹患し治癒していない方は、感染拡大防止の観点から、入学試験の受験はお断りします。また、その際は、追試験等の特別措置及び入学検定料の返還はいたしませんのでご留意願います。

なお、インフルエンザ等、学校保健安全法で出席停止が定められている学校感染症に罹患し治癒していない場合も同様の扱いとなります。

今後新型コロナウイルス等感染症の感染状況等によって、上記の対応を変更する場合があります。その際は、本学ホームページに情報を掲載しますので、ご確認をよろしくお願いいたします。